

広島市告示（安佐南区）第 1 7 号

令 和 8 年 3 月 1 7 日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 8 年 3 月 1 5 日に
広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分
します。

広 島 市 長 松 井 一 實

別紙 略